

労働協約回答簡単解説

専任社員の賃金はこう変わる！

来年、2013年4月2日以降に60歳を迎える人から在職老齢年金の支給開始年齢が引き上げられることから、今回、専任社員の賃金が引き上げられた。でも、回答だけでは良く分からない??

下の早見表を見るとわかるはず！

生年月日		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	在職老齢年金		○	○	○	○	65歳の誕生月の末日に専任社員退職
	区分Ⅰ	168,000	160,000	160,000	160,000	160,000	
	区分Ⅱ	182,000	180,000	180,000	180,000	180,000	
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	在職老齢年金	—	—	○	○	○	
	区分Ⅰ	180,000	180,000	160,000	160,000	160,000	
	区分Ⅱ	190,000	190,000	180,000	180,000	180,000	
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	在職老齢年金	—	—	—	○	○	
	区分Ⅰ	180,000	180,000	180,000	160,000	160,000	
	区分Ⅱ	190,000	190,000	190,000	180,000	180,000	
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	在職老齢年金	—	—	—	—	○	
	区分Ⅰ	180,000	180,000	180,000	180,000	160,000	
	区分Ⅱ	190,000	190,000	190,000	190,000	180,000	
昭和36年4月2日～	在職老齢年金						
	区分Ⅰ	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	
	区分Ⅱ	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	
生年月日		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

左の表を見ると、在職老齢年金の支給年齢が1歳だけ引き上げられる人は、区分Ⅰで1年間だけ8000円引き上げ、区分Ⅱで2000円引き上げたとわかる。そして、在職老齢年金の支給開始年齢が2歳以上引き上げられる人は、区分Ⅰで2万円、区分Ⅱで1万円引き上げられることがわかる。

在職老齢年金支給開始年齢になると現在と同じ、区分Ⅰが16万円、区分Ⅱが18万円の基本給に戻るのが今回の改訂内容！

区分Ⅰ⇒J1～S3等級に在職した人 区分Ⅱ⇒C等級に在職した人

「職場三大要求」獲得めざして、みんなで議論し、行動しよう。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：高木 宏